

## 仕様書（入札条件書）

1. 件名 : 公益財団法人佐賀県産業振興機構  
佐賀県産業イノベーションセンター 公用車4台賃貸借契約
2. 車種・数量・ボディカラー : トヨタアクアX 4台 白色
3. 装備 : プッシュスタート、エアコン、パワーステアリング、運転席・助手席エアバッグシステム、AM/FMラジオ、フロアマット、サイドバイザー、ナンバープレート、ナビゲーションシステム、バックモニター、ドライブレコーダー、ETC車載器
4. リース期間 : 令和7年4月1日から令和14年3月31日まで（84ヶ月）
5. リース形態 : メンテナンス付きのリース方式
6. 配置場所 : 佐賀市鍋島町八戸溝114  
公益財団法人佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター
7. 月間予想走行距離 : 約1,000km

### 8. メンテナンス内容

#### (1) スケジュール点検

スケジュール点検とは、受注者が定めるメンテナンス整備基準に定める点検をいう。スケジュール点検は、6ヵ月ごとに実施するものとする。

	点検項目	
エンジン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファンベルトのたわみ量</li> <li>・ファンベルトの損傷</li> <li>・冷却水の量</li> <li>・バッテリーの比重</li> <li>・バッテリーの液量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エンジンオイルの量</li> <li>・エンジンオイルの汚れ</li> <li>・エンジンのかかり具合、異音</li> <li>・低速及び加速の状態 等</li> </ul>
ステアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パワーステアリングベルトの緩み</li> </ul>	
ブレーキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パーキングブレーキの引きしろ（踏みしろ）</li> <li>・ブレーキオイルの液量</li> <li>・ブレーキペダルの遊び</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレーキのきき具合</li> <li>・ブレーキペダルの踏み残りしろ</li> <li>・ブレーキホース、パイプのオイル漏れ、損傷、取り付け状態 等</li> </ul>
タイヤ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空気圧</li> <li>・亀裂、損傷</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溝の深さ</li> <li>・異常な摩耗 等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計測類の作用</li> <li>・灯火装置の作用</li> <li>・ウィンドウウォッシャの作用</li> <li>・シートベルトの損傷、作用</li> <li>・下回り各部の損傷、漏れ</li> <li>・クラッチペダルの遊び</li> <li>・洗車</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワイパーの作用</li> <li>・ウォーニングランプの作用</li> <li>・ウィンドウウォッシャの液量</li> <li>・エアコンディショナーの作用</li> <li>・スペアタイヤジャッキまたは応急用パンク修理キットの状態 等</li> </ul>

- (2) 法定点検（スケジュール点検項目を含む）
- (3) 継続車検整備（スケジュール点検項目を含む）
- (4) エンジンオイル及びオイルフィルタの交換（メーカーの点検基準による）
- (5) タイヤ交換（必要に応じて）
- (6) パンク修理、バースト交換（縁石等の接触によるものを除く）

- (7) バッテリー交換
- (8) 各種消耗品の交換及び補充
- (9) 故障修理
- (10) その他安全走行に必要な点検・修理（新車点検を含む）

9. メンテナンスに含まないもの

- (1) 日常点検
- (2) 燃料代、駐車料金、高速道路料金
- (3) 借主が装備した架装、装備の修理・取替え費用
- (4) 経年劣化等による自動車本体及び付属品の腐食、老化、退色の修理、復元等
- (5) 借主の過失によるトラブル（キーロック、ガス欠など）の処理費用

10. リース料に含まれるもの

- (1) 車両の変更登録費用（車両移動に伴う住所変更等）
- (2) 自動車税・軽自動車税
- (3) 自動車重量税
- (4) 自動車損害賠償責任保険料
- (5) 自動車取得税
- (6) 自動車リサイクル料金
- (7) 8. に定めるメンテナンスに要する費用
- (8) 納車希望日に間に合わない場合、当該リース車両が納車されるまでの同等車両代車費用

11. リース料の支払

月額払い（翌月末日までに支払）

12. 事故処理

事故により、リース車両が損傷したときは、速やかに受注者に報告するとともに、財団において車両を修理するものとする。

13. その他

- (1) 受注者は、点検整備等の記録を当該車両内に保管すること。
- (2) 受注者は、車両内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれらの連絡先を表示すること。
- (3) 受注者は、事故、故障等使用に支障が生じるような場合は、24時間、365日、万全な体制で迅速に対応すること。
- (4) 契約締結後、受注者は、当該年度の点検、整備計画書を作成し、速やかに提出するとともに、点検、整備終了後は、結果報告書を速やかに提出すること。
- (5) 受注者は、リース期間満了後は速やかに車両を引き取ること。
- (6) 受注者は、自動車製造メーカーの責めによる瑕疵（リコール）等の不具合が発生した場合は、該当車両が安全に運行できる状態となるよう誠実に対応すること。
- (7) 任意自動車保険は、財団の責任により別途加入する。
- (8) 受注者は、落札後直ちに、納品車両の仕様が確認できるカタログ等及び型式・リース料単価等を記した一覧表を提出すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、財団と受注者の双方で協議のうえ決定するものとする。